

北秋田市では移住体験事業を活用した 仕事と移住希望者とのマッチング事業

を実施しています

移住先と仕事を探している移住希望者を、
仕事の「後継者、担い手、従事者」として迎えませんか！

。。。登録事業者（所）募集中。。。

事業の目的等

この事業は、本市で営まれている仕事のうち「後継者、担い手、従事者」などが不足している「人材」と移住を希望している方が探している「移住先での仕事」について、双方が顔を合わせる機会を創ることで、その後の雇用に結びつけていただくことを目的としています。

「後継者が見込めないが仕事を誰かに引き継ぎたい」とか「技能技術が必要な仕事であるが従事者が年々高齢化してきたため若手を担い手として採用したい」とか「求人をしているが思うように確保できない」といった事業者さんについては、この事業へエントリーしていただくことも人材確保の一つの手段としてお考えいただけるかと思います。

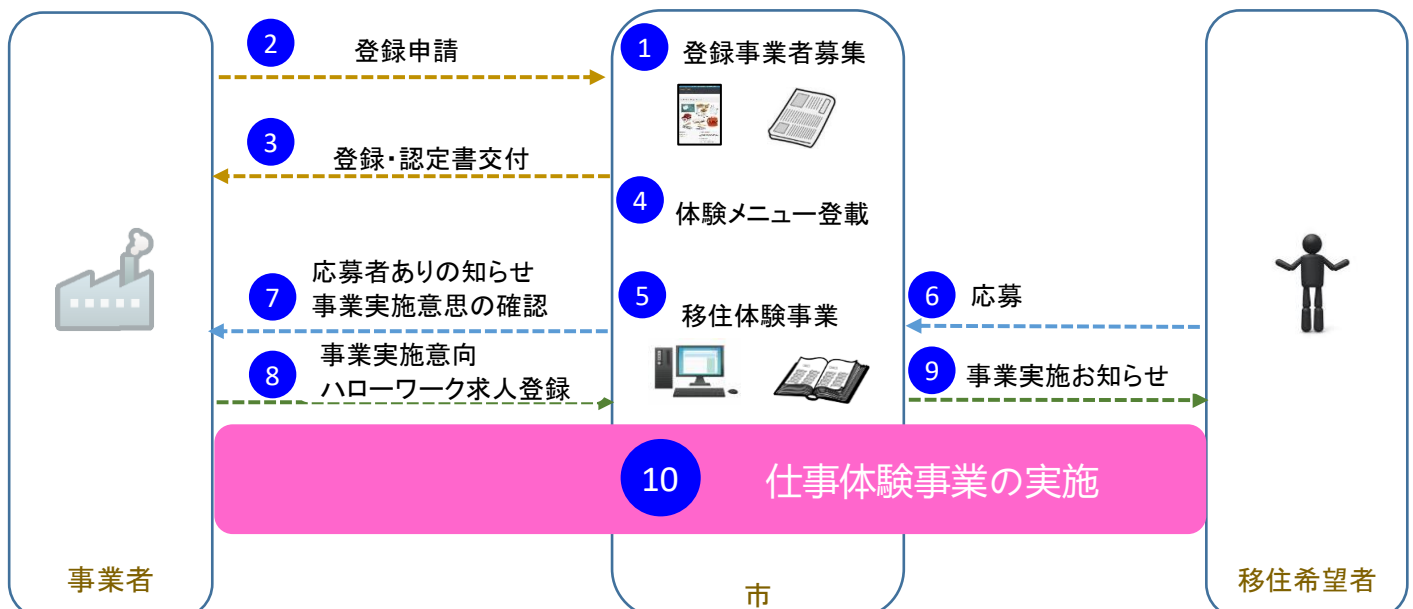
事業の概要（流れ）

本市への移住に興味を持ち、一度訪れたいとお考えの方に対し、移住を体験することができる移住体験事業を通年で募集しています。その中に「仕事体験」としてメニューを設定し、応募があった場合、仕事の視察等の体験を通じて顔合わせをしていただくものです。

注1) 本事業に登録するには、ハローワークへの求人登録が必要です。

注2) 移住体験事業は応募があるまでは実施することができませんのでご了承ください。

- ①登録事業者を募集
- ②事業者から登録申請
- ③審査し認定書を交付
- ④認定した仕事を移住体験事業の体験メニューへ登載
- ⑤仕事体験を希望する移住希望者を募集
- ⑥移住希望から応募
- ⑦応募があった旨について事業者へ情報提供
- ⑧事業者から事業実施の意向を確認（実施の意思がある事業所において、この時点でハローワークへの求人登録がない場合は登録をしていただきます。）
- ⑨応募者へ事業実施（又はなし）のお知らせ
- ⑩仕事の視察等を実施（顔合わせ・面談、仕事の視察等、交流会開催）



体験事業での支援

1. 体験事業での交流会経費のうち事業所関係者の参加費用（上限1万円）を市が負担します

事業所への支援（雇用する場合）

1. 北秋田市雇用促進交付金

法人が雇用した場合、正規雇用一人あたり年10万円を助成します

※制度を利用するためには予め事業者登録が必要となります

〔要件〕

- ①健康保険及び厚生年金、雇用保険法の適用を受けている法人
- ②公共職業安定所を通じ求人を始めた日から1年以内に新たに前年度末正規雇用者数を超える正規雇用者を雇い入れること

※ただし、次の業種を除きます。（風俗営業、性風俗関係特殊営業、金融業・保険業、医療・福祉、競輪・競馬等の競争業等、芸き業・芸き幹旋業、場外馬券・車券売場、競輪・競馬等予想業、興信所、集金業・取立業、易断所、観相撲、宗教、政治・経済・文化団体、国県北秋田市の出資団体・運営費補助団体・指定管理施設の指定管理者など）

2. 北秋田市資格取得支援助成金

就労する上で必要な資格を取得するための「研修等の受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録料」などの対象費用の1/2（上限10万円）を助成します

※1事業所につき年度内3人まで

移住希望者への支援（移住した場合）

1. 奨学金等返還支援助成金

奨学金等を返還している方に対し返還額の1/2または1/3を最大60ヵ月分助成します

〔要件〕

- ①・【新卒者（中途退学者含む）】平成27年4月1日以降に本市に住民登録（または継続して登録）し就労している方で、平成27年4月1日以降に奨学金の返還を開始する方
・【既卒者（中途退学者含む）】平成27年4月1日以降に本市に住民登録し、就労していて奨学金返還中の45歳未満の方
- ②上記の方で5年間定住できる方

2. 移住者住宅購入費等助成金

住宅の新築または中古住宅を購入する際の費用の2/10（上限65万円）を助成します

※18歳以下の子と同居している場合は4/10（上限130万円）となります

〔要件〕

北秋田市民であった方が市外に転出し5年以上市外で生活した後、本市に住民登録した方、または市外出身者が本市に新たに住民登録し生活基盤が本市にある方

ただし、次の方を除きます。（転勤等で一時的に市民となった方、公務員、福祉施設入所等を目的として住民登録した方、学業のため転出し修了後再び住民登録した方、転入前の市区町村税に滞納がある方、過去においてこの助成金を受けた方）

3. 住宅リフォーム支援事業 ※上記2「移住者住宅購入費等助成金」と併用することができます

本市に本店のある建設業者等を利用し、工事費用30万円以上のリフォーム・増改築工事をされる方に補助金を交付します

- ①一般の増改築
工事費の10%（最大10万円）
- ②18歳以下の子供が2人以上同居している世帯の増改築
工事費の15%（最大30万円）
- ③空き家を購入し行う増改築
工事費の20%（最大40万円）

※5年以上市外に転出した後、北秋田市に住民登録した方、または新たに市に住民登録した方に加算
工事費の15%（最大30万円）

お申し込み方法

* 別添申請書に所要事項をご記入の上、お申し込みください。

なお、FAXでのお申し込みも承ります。

北秋田市役所 産業政策課 移住・定住支援室（Tel 0186-62-8002・FAX 0186-63-2586）